

教育委員会会議の議事録（平成28年5月定例会）

◆ 日 時 平成28年5月20日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光
教育長職務代理者 吉田 利弘
委員 永広 昌之
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子
委員 加藤 道代

◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 3月定例会・3月臨時会・4月定例会・4月臨時会 議事録承認

3 議事録署名委員の指名 草 刈 委 員

4 報 告 事 項

(1) 平成27年度健康実態調査結果の概要について

(健康教育課長 報告)

資料にもとづき報告

永 広 委 員 体力運動能力調査について伺いたい。上体起こしや反復横とび、シャトルラン等は、全国平均に比べてやや低い学年が多少あるものの、全体としてはずっと改善傾向にある。反面、握力やボール投げ、ハンドボール投げは長期にわたって能力の低下が認められ、これは大きな問題かと思う。

文部科学省のホームページを見ると、これは全国的な傾向なようで、握力とボール投げ等については昭和50年くらいがピークで、その後、一時的に盛り返すことはあっても、今日まで40年近くにわたって低下が続いている。仙台市も同様で、学年によってはその全国平均よりもさらに悪いところも見てとれる。

これだけ長期にわたって運動能力の低下があると、文部科学省でもそれなりの対策を検討されていると思うが、いかがか。

健康教育課長 確かに、ここ数年の状況ではなく、長い年月にわたって運動能力が低下傾向にあることは、当然文部科学省も把握している。文部科学省から「この分野はこのような方法で」という具体的な通知や指示はないが、こうした状況も踏まえて、文部科学省では子どもたちの運動機会を提供する事業を行おうと、学校と地域で連携した補助事業のメニューをつくり、各自治体に提案している。本市でもこれに手を挙げ、学区民体育振興会と一体となった事業を行っている。

ほかにも補助事業の提案はいくつか提案されており、本市では武道に関する事業

などに手を挙げて実施している状況である。

永 広 委 員 資料として挙げられたパワーアップ仙台っ子プロジェクトもそうした施策の一つだと思うが、資料を見ると、例えば体重移動を伴うような運動については個々具体的に書かれているが、握力と投てき関係についてはもしかするとプログラムとしてきちんと組み込まれていないのではないかという心配がある。

健康教育課長 握力とボール投げに結びつくような具体的な運動あるいはスポーツとなると、例えば鉄棒等が一番身近なものだと思う。各小学校には握力の実態を説明しており、その中で、例えば鉄棒やうんていを使う種目を取り入れるように、という指示は伝えている。

教 育 長 この点についての問題意識は、我々としても数年来持っており、運動能力の低下傾向にどうにか歯止めをかけてV字に戻せればと思っている。そのためには日頃から習慣化させていく必要があり、昨年から学校には、授業が始まる前や授業と授業の間などに、準備運動的な運動も含めて取り組んでほしいと呼びかけている。すぐ結果は出ないが、1年間取り組んでいくと学年が上がるごとに徐々に成果も見えてくるのかと思う。これは取組みの一例だが、さまざまな手立てをしていかなければならず、次の新計画にもそういう点を反映できればと思う。

齋 藤 委 員 私も永広委員がおっしゃったところに一番関心があった。握力やボール投げは、生活スタイルが変わってきていることの影響が非常に大きいのだと思う。このあたりは文科省でももっと危機感を持つべきではないかと思う。生活スタイルをすぐに変えるわけにはいかないが、こつこつとした積み重ねで、少しでも上昇傾向に変えていければと思う。

今回のパワーアップ仙台っ子プロジェクトにはおもしろいことがたくさんあると思う。これを逆転の発想で、例えば、子どもが学んだものを親や地域の人に教えるというのはどうだろうか。例えばエクササイズなどは高齢者たちの転倒予防体操などにもつながるが、子どもたちが高齢者に教える形になると、子どもは教えることに一生懸命になるだろう。学んだことを伝えていくという形が大切かと感じた。

それからこのプロジェクトでは、健康教育課が地域との連携に力を入れられていることを感じ、このあたりは対外的にもっと強調しても良いと思う。

食生活については、朝食をとることが改善されており、意識改革ができてきている証拠だと思う。健康教育課の頑張りがこういう形に出てきていると思った。

教 育 長 子どもから保護者や地域の大人たちへ伝えていくというのは非常に大切な意見だと思う。学校だけではなく、家庭や地域で継続的に取り組んでいくには保護者や地域の理解が大前提になるだろう。こうした考えも学校に周知していくことが必要だろう。

加 藤 委 員 パワーアップ仙台っ子プロジェクトのイメージ図では、子どもの運動や運動遊びに関し、体育の授業やスポーツイベント、家庭との連携などすべてがつながった図になっている。このつながりについて、当の子どもたち自身がそれぞれの活動がどのようにつながって自分の運動能力と結びついていくのかを理解することが大切だ。各々ばらばらに預けられた取り組みを、子どもたちが自分の中でつなげ、自分で体力をつくれるようになるというのは最終ゴールであり、また教育の手を離れた形だと思う。その意味でも、このつながりがどうなっていくのかというのを子ども目線でお考えいただきたいと思う。

吉 田 委 員 子どもたちの育ちに関しては学校内だけでは解決できないというのは共通認識でもあるだろう。校内でやるべきこと、やれないこと、家庭や社会など学校外で

やれること、やれないこと、それらを上手にミックスして初めて子どもの育ちに結びついていくのではないかと思う。

学校外、つまり家庭などでの取り組みについてはたくさん啓発されているが、その啓発の仕方を工夫していかなければならない。学校を通してというだけでは従来のパターンと変わらない。ときには教育委員会からストレートに家庭に届けるような刺激のあり方も工夫して良いのではないか。

校内の取り組みに関しては、休み時間、始業前、始業後というフリーの時間があり、体力づくりだけでなく、学力面でも徳育面でもその時間を狙っているかもしれない。しかし、そこはあくまでも教師から離れた子どもたちで管理する時間だということを前提にさせていただきたい。子どもたちのせっかくの時間が奪われてしまう。したがって、やはり軸は授業となる。5、6年生は違うが、小学校も中学校も体育の時間は105単位時間ある。この時間をもっと充実させることができるのではないか。そういう学校側の見直しも図っていただければと思う。

もう1点、(4)で健康教育推進校という一つのあり方を提案している。この推進校については、ほかの分野の場合もそうだと思うが、推進校等に指定すると、その学校はどうしてもそのテーマに特化した学校運営に走ってしまう。それらが実践事例としてまとめられても、一般校ではなかなか普及しない。なぜならば、指定期間だけとにかく深く追求するために、普遍化が非常に難しい。ほかの徳育面も学力面もやりながら、そうした中で体育面を充実させるためにはどんなあり方があるのかというように目的を明らかにして、推進校の指定のあり方を考えていくべき時期なのではないか考える。

教 育 長 体育授業の中での取組み、それから健康教育推進校の普及のあり方という今の
ご意見を踏まえて、事務局で今後どういう形で実現していくか検討してほしい。

今 野 委 員 冊子の11ページについて、高校生のところから4年生とある。これは定時制とい
うことだが、人数が少ないからこれだけ数値の動きがばらつくのか。

健康教育課長 その通りである。

教 育 長 定時制は大志高と工業高校の定時制課程の2カ所ある。

草 刈 委 員 吉田委員から「目的」という話が出たので少しそれに触れさせていただきたい。
例えば一般の授業でも一つのコマの中で今日の目的を示して、そこへ向かってい
くような授業をされると思う。体育の授業も同じで、例えば「今日はドッジボ
ールですよ」と言うだけで済ませるのではなく、これをするとどういうところがど
うなる、例えば体操のときはかけっこが速くなるとか、ドッジボールではボ
ールをキャッチできるようになるとか、小さな子どもでも分かるような目的を持
って授業に臨めるようなことを1つでも2つでも言ってくださると、子どもも「じ
ゃあ頑張ってみよう」と意識が高まるのではないかと思う。

1つ質問だが、座高は来年度から測らないのか。

教 育 長 最初のご意見は吉田委員と重なるところもあるが、何を目的とした授業なのか
を児童生徒に伝えることを省略してしまう先生もいるかもしれないが、そこを意
識してほしいというご意見だと思う。これについては先ほどの体育授業全体の中
での見直しの一つになるかと思うので、今後体育部会とも十分意見交換して進
めていく必要があると思う。

座高測定については、本年度から取り止め、代わりに運動器検診が始まる。

加 藤 委 員 今後、健やかな体の育成プラン等を進めていく際に、例えば学校の養護教諭や
栄養士といった方々は含まれるのか。

健康教育課長 健やかな体の育成プランの今年度の改定予定については次にご説明申し上げる

が、検討委員として養護教諭や栄養教諭の参画も予定している。

(2) 仙台市健やかな体の育成プランの改定について

(健康教育課長 報告)

資料にもとづき報告

- 教 育 長 先ほど加藤委員から出された点について、資料の4番の委員の中に栄養教諭、養護教諭が入っているということをご理解いただきたい。
- 齋 藤 委 員 実施期間、24年から28年の5年間の仙台市健やかな体の育成プランの概要について、先ほど吉田委員がおっしゃったように、学校でやるべきことは非常によく見えるし、実際に一生懸命実践なさっていると思う。ただ、資料の一番右の縦軸に推進の基盤として学校、家庭、地域、関係機関の連携とうたっているのに、主な取組内容を見ると学校の記述が多いように思う。学区民体育振興会など、せっかく地域とつながっているところがあるので、市民がこのプランを見た際に、学校だけに任せるのではなく、家庭も地域も一生懸命やるのが重要な部分なのだと思わせていただければ、この部分に家庭や地域が担うべき役割のようなものを明確化しても良いのではないかと思った。
- 健康教育課長 例えば、学校は呼びかけを行い、その呼びかけに対しての実践は地域が行うなどということもやっていける時代になってきている。ぜひとも学校、家庭、地域、関係機関の連携をもう少し強調していただきたいと思う。プランは来年度変わることなので、ぜひ新しいプランでは、PTAの方たちへ声を大にして話をしていただければと思う。また、大人だけでは決められない部分もあり、子どもが実際にやってみて出た意見を組み入れていけばさらに充実していくと思う。例えば、いじめ撲滅のフォーラム、サミットがあるように、健康教育や食育でも、子どもサミットのようなものを作って子どもの声を反映していく場面があってもいいのではないか。今度の改定で盛り込んでいただければと期待する。
- 加 藤 委 員 今後、検討委員会を立ち上げ検討を進める中で、キーワードとしておっしゃっていただいた地域や家庭といったものが議論の対象になると思う。事務局としてもそのあたりをもっと深めてまいりたいと思っている。
- 教 育 長 「児童生徒が発達の段階に応じて身に付ける三つの習慣の主な内容」という資料に、食習慣、運動習慣、生活習慣とあり、特に生活習慣の文言の中に「自分で決めて」という言葉が繰り返し使われている。確かに「自分で決めて」だが、そこがうまくいかないで親とすれ違いになったり、子どものペースが崩れて生活習慣が崩れたりすることが多くあるので、習慣については、決める力と実行する力、また維持していく力、そういう力の育成がベースになっていることをぜひお考えいただければと思った。
- 吉 田 委 員 食習慣で言えば、自分でバランスよく食べることを決めるということだろうが、生活習慣や運動習慣も含め、子どもが自分で意識を高めていく、確かな習慣を定着させていくというのは普遍的な課題だと思う。モチベーションを上げ、継続していくというのは相当の努力が必要なので、取り組みやすい手法を提供していくことが我々の務めだと思う。
- 吉 田 委 員 委員会の委員については、専門的な方々による構成で、それぞれ専門的な見地から発想され、理想的なプランになっていくものと思うが、逆にそのことにより実践に結びつけるのが難しくなってしまうのではないかという懸念もある。委員の体育教育研究部会長は校長で、PTA協議会の推薦者は保護者ということだが、学校

経営者の視点からこのプランが教室の中まで入っていけるようなあり方や、保護者の立場からこのプランが家庭の中に入れるようなあり方を、プランの運用面でもご意見をいただきたいと思います。絵に描いた餅にならないようにしていただきたい。

教 育 長

おっしゃる通り、実施可能性のある計画でなければならない。委員会ではいろいろなご意見を伺うと思うが、実施可能性を常に意識しながら、専門的な意見を読み砕いていくことが私たちに求められているのではないかと思います。

健康教育課長

私どもも、このプランを改定してそれで終わりというつもりではなく、これをどうやって児童生徒、そして家庭に浸透させていくかということの方が重要だと思っている。そうしたことを検討委員会でも事務局として積極的に声を上げて、さまざまな視点での気づき、あるいは助言などもいただきながら検討委員会の運営に関わってまいりたいと思う。

今 野 委 員

小学校や中学校で運動部の児童生徒は相当な運動量があると思うが、運動部に入らない児童生徒が平均的に数字を下げている可能性があるかと思う。最近、1日4,000歩以上歩くと寝たきりにならないとか、8,000歩ぐらい歩くとどうい病気がかからないというのが20年ぐらいのデータの蓄積で随分分かってきている。

今は身に着けるだけで歩数や運動時間などを測る機器もあるが、そういうものを活用してデータを蓄積しているような取り組みはあるのか。

健康教育課長

具体的にどこで数値化、デジタル化しているという情報はただいま持ち合わせていない。ただ、スポーツクラブなど民間のクラブ運営の中ではやっているというところも伺っている。費用もかかるだろうと思うので、学校で行うのはすぐには難しいと思うが、何かモデル的な取り組みも含めて検討してまいりたい。

今 野 委 員

文化部などに入っていて、歩く以外はほとんど運動しないような児童生徒もいると思う。先ほど申し上げた運動量などを測る機器を用いて、目標を設定するなどすれば、「今日はやれた」などとおもしろみも感じられる。普段運動をしないような子どもに対して、運動を促す具体的な方法の一つではないかと思う。

教 育 長

児童生徒の歩数を体の育成の目安の一つにすることが可能かどうか。その点も、専門の方々がいらっしゃるの、ご検討いただければと思う。

永 広 委 員

検討委員会の委員の構成について、資料に挙げられているメンバーは、PTA協議会の方も含めて大ざっぱに捉えると学校関係者に限られている気がする。民間のスポーツクラブの関係者や、あるいは、最近はメディア接触時間も問題になっていることからメディア関係の方々も必要ではないか。正規の委員でなくても、オブザーバー的な立場で、ある程度計画の粗筋ができたところでご意見を伺うなどということを考えてみてもいいかと思う。

健康教育課長

委員の構成についてはただいま検討しているところ。委員からご指摘のとおり、より専門的な内容に関してご意見をいただくオブザーバーについては、可能となるよう検討してまいりたい。

齋 藤 委 員

一言付け加えさせていただくと、この検討委員会には地域の方が一人もいない。先ほど出た学区民体育振興会を長年やっている方などは、地域の方々と学校と子どもたちがどのような形でつながっているか分かっている。今後、学校、家庭、地域を考えていく上においては一般の地域の方がいてもいいのではないかと思います。

教 育 長

先ほどと同様、事務局には委員構成について検討していただきたい。

加 藤 委 員

今後、中間または最終案で見せていただくときなどに、子どもたちは最近どのように遊んでいるのか、生活時間はどのように使っているのかという付随する情報も教えていただきたい。単なるトレーニングの問題ではなく、例えば小学生で

あれば遊びなどの中での体の使い方もある。
教 育 長 現状と課題は必ず計画の中で議論されると思うので、そこに提供できるような資料を検討してほしい。

(3) 教職員の人事に関する事項について

(教職員課長 報告)

資料にもとづき報告

草 刈 委 員 まず被害に遭われた児童のその後の様子と、ほかにも被害があったのかどうかについて、どのような調査を行って把握したのか。

教 職 員 課 長 ほかの児童への被害については、この教員が過去勤めた各学校の管理職等に確認した。もちろん現任校も含めてだが、保護者、児童等からのわいせつ行為についての相談並びに苦情等は全くなく、本事案1件であったことを確認した。

教 育 長 もう一つ、今の子どもの状況について。

教 職 員 課 長 今のところ元気に通学している。

(4) 仙台市立義務教育諸学校教科用図書選定協議会設置要綱の一部改正について

(教育指導課長 報告)

資料にもとづき報告

(5) 仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書選定協議会設置要綱の一部改正について

(高校教育課長 報告)

資料にもとづき報告

(6) 平成28年度「日本遺産」の認定について

(文化財課長 報告)

資料にもとづき報告

永 広 委 員 今回の日本遺産認定は、宮城県、仙台市を中心とする地域の歴史というかアイデンティティを再確認する上で非常に意義のあることだと思う。文化庁の事業として、指定件数の総枠などの目標は設定されているのか。

文化財課長 2020年までに全国で100件ほどの指定を目標にしているようである。

永 広 委 員 今回の伊達な文化は、瑞巖寺など各構成要素でストーリーがつけられている。これらの要素は、別のストーリーの要素ともなり得るが、一度あるストーリーの構成要素として取り入れられたら、ほかのストーリーには使えないのか、あるいは視点が変われば重複活用は可能なのか。

生涯学習部長 これは昨年度から開始したが、今、全国の状況を見ると1県で2つ認定されているところもある。ただ、同じ市や町の重複は今のところない。

確かに委員ご指摘のようなことも今後考えられるが、それが国に認められるかどうかまでは現在のところ把握していないので、今後の認定状況なども見ながら状況を捉えていきたいと思う。

教 育 長 私もこれに関わっているが、この前の実行委員会では、伊達な文化のストーリーの中に必要なものがあれば、弾力的に市町村や文化財を追加することも可能と

いう話は承った。そういう意味では理論上、ストーリーが違えば重複もあり得ると思うが、なお県を通じて確認する必要がある。

永 広 委 員 最初は採択されるためにいろいろなものを盛り込みがちだと思う。いわば持ち駒を全て使い切ってしまう。それがいいのかどうかまた難しいが、総件数が 100 件という各県 2 件以上であるから、いろいろなものを想定して申請することも必要ではないか。もし重複申請が可能であれば気にしなくてもいいが、そうでないとすると事前にすり合わせをしてから申請をする必要があるかと思う。

教 育 長 その点も今後十分確認するように。

齋 藤 委 員 資料の 3 の日本遺産についての 4 行目を読むと、日本遺産から発信をしていって地域の活性化を図るのだから、重複してもしかるべきではないかという気がする。

教 育 長 まずはこの制度を普及するためにも、ストーリーを持つ新しい地域を広げていくことがまず初期の趣旨のような気はする。いずれ今のような重複のも出てくるので、あらためて確認が必要だ。

今、G7 が秋保で開催されているが、世界遺産にもなっている秋保の田植踊がこの伊達文化にも入っている。地域の活性化や内外からの交流人口の拡大につながるかと思うので、関係する団体でスクラムを組んで、さらにこの伊達文化というブランドを高め、発信していきたい。教育委員会だけではなく、仙台市全体で取り組んでいくことになろうかと思う。ちなみに、文化財課が担当しているが、文化観光局の観光課も参画していることを申し添える。

(7) 重要文化財（建造物）の指定について (文化財課長 報告)

資料にもとづき報告

草 刈 委 員 現在はどのような目的で使われているというか保存されているのか。

文化財課長 以前は教室など学校の用途に使っていたが、現在は東日本大震災の影響で基本的には中への立ち入りは制限している。

教 育 長 大学側がそのまま管理しているということか。

文化財課長 そうである。

草 刈 委 員 そのまま保存されるのか、何か手当てがされるのか。

教 育 長 指定されると、維持のためにお金がかかるが、そこは国の補助が可能になる。私有物件ではあるものの国の指定文化財のため、かなり制限が加わることにはなるが、維持管理に相当援助がいただけることになる。

永 広 委 員 この建物は国登録文化財になったときはデフォレスト館という名称で登録されたが、今回は旧宣教師館という名称である。これは、資料の指定内容にあるように、外国人宣教師住宅の最初期の事例であることを強調する意味でこの名称変更になったのか。デフォレスト館という名称もそれなりの歴史的な意味があったと思うが、なぜ今回名称変更になったのか。

文化財課長 デフォレストは宣教師の名前であるが、国が重要文化財に指定する際に、現在は極力個人名をつけない方針のようである。これは維持管理の上で子孫の方との関係等に配慮した方針のようである。

教 育 長 建造物で指定になるのはめったにないことである。この時期に仙台市内の建物が指定されるのは本当に喜ばしいことだと思う。

(8)

仙台市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定について

(生涯学習課長報告)

資料にもとづき報告

- 今野委員 多賀城のツタヤへ行ったら、休日だったこともあり、かなり混んでいた。私の感想では、普通の図書館が前からある銭湯だとするとツタヤはスーパー銭湯かなと思った。しかし、実際に小学生、中学生が利用することとはまた別だと思う。将来的な図書館のあり方をどう考えていくか。図書館の機能だけでなくいろいろな機能を持たせた図書館とか、民営化ということもあるのでその辺のお考えを聞かせてほしい。
- 生涯学習課長 図書館という分野になるので具体的には次の報告で申し上げるが、図書館の振興計画とも調整をしなければいけないと思っている。子どもの読書という意味においては、家庭での読書もあるが、図書館を利用しての読書も非常に大きなウエートを占めている。今いろいろな図書館のサービス等もあるようなので、本に親しむきっかけという意味も含めてさまざまな角度からご意見をいただきながら計画を策定していきたいと考えている。
- 加藤委員 基本的方針の3つ目の子どもの読書に関する理解の促進とは、誰の理解と読めばいいのか。大人が子どもの読書について理解するのか、子どもが読書というものを理解するのか、文章が分かりにくい。
- 生涯学習課長 ご家庭、あるいはもっと言うと保護者がウエートとしては一番大きいですが、関心という意味では子ども自身という部分も当然ある。ただし、今ここに書いてある部分としては、どちらかという子どもをめぐる保護者のという意味合いが強いかなとは思っている。
- 加藤委員 成果指標の貸出冊数の出し方は、貸し出された全体を児童生徒の総数で割って出しているのか、どのように計算されているのか。
- 生涯学習課長 図書館を実際利用した人数ではなく、15歳以下の全体の数で割った数字である。
- 加藤委員 そうすると、読む子はすごく読んでいて、読んでいない子は全然読んでいないが、それを押しなべて1人当たりという指標になっているのか。
- 生涯学習課長 そういう数字になっている。
- 加藤委員 この見方はこれで一つだと思うが、全体の中で利用しない子どもはどのぐらいいるのか、借りている子どもはどれくらいいるのかという実数も一つの指標かと思う。
- 生涯学習課長 ただいまのご意見を可能な限り反映してまいりたい。国の方針でも、不読率、要するに本を全く読まない子どもの率を数字的にもかなり危機感を持って捉えているようなので、この計画の中でもどういう形でその数字がとれるかなども含めて検討してまいりたい。
- 齋藤委員 仙台市子ども読書活動推進計画(第二次)の概要の真ん中の図で、連携・協力の推進体制の整備で(仮称)仙台市子ども読書活動推進会議とある。どのような内容を行うのか、この会議の立場を教えてください。
- もう1点、学びの連携になるが、学校図書館ではなく、学校図書館をそのまま地域の人が運営する学校図書室開放は、学校の枠か地域の枠か、どこに入るのか。それも文言として入れてもいいのではないかなと思った。
- 生涯学習課長 1点目の推進体制の子ども読書活動推進会議は、市役所内の会議であり、私も生涯学習課が事務局となり、例えば子供未来局では保育所あるいは児童館、児童センターなどをそれぞれ担当している課、教育委員会では学校教育なので教育

指導課等、それから市民図書館、学事課といった関係の課の方々に集まっていた
だき、それぞれの持っている事業、施策についての進み具合、課題等について、
最低年1回の会議を持って打ち合わせをする組織である。

齋藤委員 今まではやっていなかったのか。

生涯学習課長 最低年1回の会議は継続してやっている。

齋藤委員 これはなぜ仮称になっているのか。

生涯学習課長 二次計画を策定した段階ではまだ行っていなかったのが仮称としていたが、現
在は正式名称となり、会議も行っている。

それから、学校図書室開放については、母体を学校としているので、取組みの
中で書くとすれば学校の枠になるかと思う。基本的に、学校図書室を一般の方に
特に土曜日を中心として地域の方々にご協力いただいて開放するという事業で、
平成28年度で20校が事業を続けている。三次計画の策定に当たっては、その辺
の狙いも重点的な取組みの一つであるので、書き方を工夫してまいりたいと思う。

齋藤委員 せっかく学校図書室開放があるのに、そのことを市民の方の多くは知らない可
能性もあるので、地域の枠に入れてもいいのではないかと、そうするとサイクルと
して学校と地域がつながるのではないかと考えた。

吉田委員 連携について課長から話があったが、指導課や健康教育課などの関連も出てく
る。先ほどの健康教育課は体力向上のために休み時間に外に出て運動量を増やそ
うと言うが、今度は子どもは図書室に行って本を借りようと言う。今はどうして
も事業に関わる各課の視点からモノを見ているが、それを受け止めるのは一人の
子どもであることも踏まえていかなければならない。子どもの成長のためにどう
あればいいのか。常に私は方法論しか言わないが、その辺も視野に入れていかな
いと、先ほど言ったような全てが絵に描いた餅になる危険性があるのではないかと
あらためて認識した。

教育長 今のご意見を踏まえて、私たちで基本的にこれを両立しながらやっていかなけ
ればならない。何十あるか分からないような課題を一人の子どもが全部背負うの
は現実に難しく、全部が義務となると息苦しくなってしまう。最後は子どもの視
点を忘れずに、ということだと思う。おっしゃるとおりそこは大事にしていきたい。

永広委員 細かいことだが、この計画案の策定には検討委員会ではなく懇談会が設置され
る。この懇談会という意味はどういうことか。

それから、検討委員会の場合、中間案や最終案の作成は検討委員会でなされる
と思うが、懇談会だとおそらくは生涯学習課が懇談の内容を取りまとめてつくる
かと思うが、それでよろしいか。

生涯学習課長 今回、名称については懇談会という名称になっているが、会議の持ち方や、中
間案を取りまとめた上で市民にお諮りすること、あるいは教育委員会へお諮りす
る形も、ほかの計画と流れも段階等も全て同じルートである。懇談会というこ
とで私どもが全部取りまとめて出すのではなく、あくまでも委員の方々のご意見に
基づいて策定案をつくり、それを最終的に仙台市教育委員会が計画として決定す
るものであり、計画策定のプロセスと変わりはない。

教育長 名称の不統一感があるのはそのとおりである。

永広委員 何となく懇談会という検討委員会とは少し違うように聞こえる。でも、つく
る案は「仙台市」が冠についた計画であり、しかもパブリックコメントも求める
というきちんとした手続をとる。だから、なぜわざわざ懇談会という名称になる
のがよく分からなかった。

教 育 長 おそらく発足時の経過があったかと思う。検討委員会が一般的だが、協議会あるいは懇談会など名称はそれぞれだが、課長が言ったように、趣旨は教育委員会の附属機関に準ずる組織として臨時的に立ち上げてご意見をいただき、それをまた教育委員会に報告する形になろうかと思う。そこは再確認をお願いする。

(9) 仙台市図書館振興計画の改定について (市民図書館長 報告)
資料にもとづき報告

吉 田 委 員 4つの方向性は非常に具体的で、この指針に基づいていろいろな改善をなさってきたと思う。これらの4つの観点を確かな評価の観点として検証していただければ、より充実した振興計画になると思う。

教 育 長 これは常設の機関である図書館協議会に依頼する。通常は図書館の運営についてご意見をいただく機関だが、先ほどの話と少し関連するが、それぞれ検討する機関と名称が違うが、基本的には同じように計画案を検討していただく形になる。

齋 藤 委 員 4つの方向性の(4)自らの変革を進める図書館がよく分からないので、どのようなことなのか教えてほしい。

市民図書館長 自らの変革を進める図書館として具体的な施策も工夫しており、資料の収集、社会の情勢に応じていろいろな資料を多角的にというふうなことを含めながら、それからホームページの充実やマスコミへの積極的な広報、さらには指定管理といった運営形態の見直し、また利用者アンケート等によるお客様の声の集計・反映といったことを掲げている。

教 育 長 (1)、(2)と一部重複するかと思う。

草 刈 委 員 今、ホームページの充実という話があったのでお願いがある。オンラインで探した本を近くに配送していただきお借りしたが、やはりホームページがちょっと分かりづらい。少し字が多過ぎて見づらいと前から思っていた。

市民図書館長 問い合わせに応えようとしてさまざまなことを盛り込み過ぎ、確かに字が細かくなったかと思う。現在、図書館の新たなシステムを更新中で、平成30年1月が更新時期になるので、その際には反映させたい。また、それより前にも今のシステムでできる範囲で新たなページを工夫するかレイアウトを考えていくとか職員とともに考えてまいりたい。

(10) 教科書会社からの謝礼等の授受に係る追加調査について (教育指導課 報告)
資料にもとづき報告

加 藤 委 員 調査の内容で、「特定の教科書を強く推すような働きかけを受けたか」とあるが、「強く」なければいいのか。例えば特定の教科書を推すこと自体がもしかすると問題なのではないかと思う。この「強く」は何か意図があるのか、意味をどう考えればいいのか伺いたい。

教育指導課長 ここは「特定の教科書」というところをこちらとしては非常に重く考えている。会議中もしくはそれ以外の場面であっても、ある特定の教科書会社の教科書を推薦するとか推奨するといったことがあったのかないのか、そのようなことについて確認してまいりたいと考えている。

加 藤 委 員 そうすると、「強く」は文字としてある必要はあるのか。

学校教育部長 表現の仕方が微妙なところがあったが、実際教科書を協議会等の場で議論して

いただくときに、この教科書はこういった部分がいい、こういった部分がすぐれているという教科書の特徴などを話し合うことがある。それは特徴を述べているわけだが、長所として意見を述べるときに、それが推しているところとられるところもあるかと思う。そうではなく、「この教科書しかない」といったような表現がまさに強く推すということになるかと思う。単に「教科書を推す」という表現だと特徴を述べることもかなり制限されるようになってしまうので、その辺のニュアンスを表現する意味で「強く推す」という書き方をしている。

教 育 長 確かに表現の微妙な差があるかと思うが、かなり明確にというか意図的にというか、そのような推し方をした場合が「強く推す」ということかと思う。もしそういう表現を行った者がいた場合はもう一度確認する必要があるかと思う。「強く」がつく場合とつかない場合の切り分けの難しさはあったかと思うが、そこは事務局で確認するという理解でよろしいか。

これは一度3月に調査して、採択に影響がないと対外的にも公表したが、先ほどの説明にもあったように、客観的には少し不十分ではないかというご指摘もあった。ごもっともなご指摘であり、範囲を可能な限り広げて確認するというところで調査を始めている。我々も誤解を与えかねない、疑念を持たれるようなことを根本的になくしていきたいと思っている。調査結果はまたあらためてご報告する。

5 付 議 事 項

第 5 号議案

平成 29 年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針について

(教育指導課長 説明)

加 藤 委 員 採択の観点について、教科書の紙やインクといったものを含めて環境への配慮の観点がここにはない。こうした意見は今まで特になかったのか。

教 育 長 こちらのレベルというよりは、教科書会社側に国のほうでおそらく何か条件づけている可能性があると思う。そのレベルかと思うが、いかがか。

教育指導課長 今の話のとおりである。こちらの採択の観点というよりは、国のほうでその点については教科書会社に指示しているところである。

教 育 長 ユニバーサルデザインということで、どんな方でも使用に十分たえ得るような標準化というか、それに関しては教科書会社で十分配慮して、その中でおそらく環境への影響も含まれているのではないか。そこはなお確認をお願いする。

教科書は、検定を受けた後、見本ができ上がり、それをどう選ぶかということなので、でき上がったものにどうこうということは難しい。あらためて採択のときのそれぞれの、例えば教育委員一人一人のチェックの視点にさせていただくのは構わないと思う。

加 藤 委 員 ただ、特別支援校などの教科書は一般的に、教科書用の教科書というよりは、例えば絵本などそういったものも広く取り入れていく仕組みかと思った。

特別支援教育課長 ご指摘のとおり、一般図書と言われるものがある。特別支援学校や特別支援学級に在籍する知的障害のある児童生徒の場合は、検定済みの教科用図書が適切でない場合には、ほかの適切な教科用図書を使用することができるとする教科用図書の特例が学校教育法附則第 9 条に示されており、図鑑や絵本を含む市販されている本を一般図書と称して教科用図書として使用することができる。

教 育 長 4 枚目の資料 3 にある。

加 藤 委 員 そのことを踏まえた上で、先ほどの基準としての環境への配慮のような部分は

いいのかということである。

特別支援教育課長 先ほどのユニバーサルデザインの本等に関する取組みやカラーユニバーサルデザインに関する取組み、またレイアウトに関する取組みについても、色弱の子ども等の観点から教科書会社に取組みの事例として国が示している。

加藤委員 教科書会社ではなく、一般図書からの採択の観点に、環境配慮のことを書かなくていいのかということを知りたい。

教育長 確かに若干盲点のようなところがあるかもしれない。通常は教科書会社の教科書という点ではある程度前提として配慮されているかと思うが、一般図書は教科書会社とは違ってある意味でもう少し自由な前提でつくられている。ただ、両立がどこまで可能か。特別支援対象の子どもたちに求められる本との両立が必ずしも図られるかどうかは一つ個別の問題かもしれない。

堀田理事 環境への配慮について、自然環境に配慮するという面では紙やインクの使い等についてあるかと思うが、それは先ほど課長が説明したとおり、一般的に配慮をするように文部科学省のほうで教科書会社に話をしていると伺っている。それから、色弱の児童生徒等が使ったとしても教科書の理解が進むようにという、いわゆるユニバーサルデザイン、カラーユニバーサルデザインに配慮した教科書づくりについても、同じように文部科学省から検定に当たっての一つの指針的なものとして示していると理解している。

委員からのご質問のあった特別支援教育で使う教科書だが、基本的には特別支援学級の子どもでも、例えば3年生であれば通常学級の3年生の教科書が学習上使えないかどうか、3年生が難しいとなると下学年の教科書を使えないかどうか、それでも難しい場合には、文部科学省でいわゆる星本と称して著作教科書をつくらせているのでそれで学習する場合、さらには一般図書といって通常の市販されている図書を使って学習することも認められている。基本的には文科省でつくる著作教科書、星本までは教科書会社と同じような配慮がされていると思っているが、一般図書は通常の市販されている本を教科書代わりに使うので、確かに紙質やデザインなどさまざまであると思う。

今回の採択方針の観点で、例えば(5)の「思考力、判断力、表現力などや創造的に取り組む態度を育む学習が展開できるように配慮されていること」だが、これは、通常学級だと通常の子どもにとってそういった理解ができるようにということによって理解されると思うが、特別支援学級にいる子どもにとってふさわしい本を選ぶ場合には、(8)の「幼・小・中の系統性に配慮されていること」という中の発達段階など、こういった観点に着目して特別支援学級のその子どもの状態を見て教科書のかわりとして適当かどうか判断していくことになるだろうと思う。

その場合の一般図書は数が膨大にあり、基本的には、国から特別支援学級の子どもにとって使えるであろうという一般図書のリストが来る。これが100冊以上になる。さらに宮城県としてそれにプラスアルファして仙台市に提示される。仙台市は仙台市で独自の調査を行い、さらにそれにふさわしいものをプラスしていくということで、一般図書はかなりの数を採択して、そして学校現場では、個々の特別支援学級の児童生徒一人一人にどれが合うかということで、採択された一般図書の中から選ぶ作業をしている。

今回の教科書の採択に当たっては、特別支援学級の子どもについては一般図書の採択のリストから個々の児童生徒に合ったものを学校現場で使うという流れになっている。

採択の観点について、いろいろな項目を入れることは確かに可能ではあるが、

この9項目に集約して、そして通常学級あるいは特別支援学級という中でこの観
点を読み込んで、実際の採択の方針、観点としているのが実態である。

教 育 長 環境への配慮については、一般図書に対して文科省がそこまで制限を加えられ
ないのが現実かと思う。一般図書のリストから選定する際に、そういう観点を加
えることも考えられるが、そのメリット、デメリットもあるだろう。特別支援の
ほうの前提条件のご説明が今までなかったので、今のような説明になってしまっ
た。あらためて具体的なリスト等もお示ししながら委員にご説明できるようにし
ておく必要があるかと思うが、よろしいか。

加 藤 委 員 特別支援の一般図書についても、きっちりとこういう基準で、あるいはこうい
う観点を持って採択しているということを広く公に見ていただくときに、環境面
でも他の教科と同じ基準としていただけると良いのではないかと考えた。特に具
体的なリストまでは要らない。

教 育 長 現場においても今後、今の点でご議論はあってもいいかと思う。

永 広 委 員 現実問題として、環境への配慮については自然への配慮と人への配慮と2つの
観点がある。自然環境へはリサイクル紙が中心だと思う。それから人への配慮と
いうことでユニバーサルデザインとカラーユニバーサルデザイン。実際、検定教
科書の中でも全てリサイクル紙を使っているわけではなかったと思う。さらに、
全ての教科書がユニバーサルデザインを採用しているわけでもなかった。という
ことを考えると、環境からの視点だけで採択というのは厳しいところがあるの
ではないか。ましてや一般図書になると。

教科書採択について、以前は堅牢性も話題になったが、今はなくなった。それ
は、今の時代はみな丈夫にできているということもあるからだろう。しかし、特
別支援教育に関しては、子どもたちの扱い方もあり、むしろそれが必要ではな
いかと思うときもある。採択にあらゆる基準を設けることはいいが、逆にそれが本
末転倒になることもあるのではないかということ、ある程度精選してもやむを
得ないのではないかと私自身は思っている。

草 刈 委 員 私も何回か採択に入れていただいたが、出版会社に変更を求めても、一般図書
は特別支援のためにつくっている本ではなく、一般向けにつくっている本だとい
うことで、変更を受け入れてもらうのは難しいという話を伺ったことがある。環
境への配慮ももちろん大事だが、児童生徒一人一人に対応したものをというとき、
それを観点に載せてしまうと、そのために採択できなくなる教科書が出てくるか
もしれないというおそれもある。一番大事なことにまず目を向けて採択ができ
ばいいと思った。

永 広 委 員 例えば有害物質等については市販の図書にもそれなりの法的な規制があり、印
刷用のインクに有害物質が使われているなどというようなことはないのだろうと
思う。考えられるのは、何年か前に、何かの実験の液体の色が、子どもが誤って
飲む可能性があるということで問題になり、一般図書の採択が取りやめになっ
たことがある。こういうことは、もしかすると(8)の発達段階への配慮の範疇に
含めて処理できるかもしれない。

環境配慮などいろいろな問題があるが、そういう問題は教科書の記述の外にあ
る問題だろう。もっと広く一般的な常識で判断していただき、改善すべき点があ
る本があればそれなりの指摘をして改善していただくということでもよろしいの
ではないか。むしろ、自由にもっと広い視野で見ていただくことで、防ぐことが
できるかもしれない。そういう意味で、選定する際に教育委員会から今の加藤委員
のご意見のようなことも含めて口頭で申し述べていただければよろしいのではな

教育長 いかと思う。
ここまでの意見をまとめると、図書の内容と環境への配慮が両立するような流れになっていくことが望まれるが、現状で数ある一般図書の中から選ぶと
するとき、今回の9つの観点が具体的で現実的な対応ではないかということによろ
しいか。

原案のとおり決定

第6号議案 平成29年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校、仙台市
立特別支援学校高等部用教科用図書の採択方針について
(高校教育課長 説明)

原案のとおり決定

第7号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
(秘密会)
1. 仙台市学校給食センター条例の一部を改正する条例
(健康教育課長 説明)

原案のとおり決定

2. 財産の取得に関する件 (学校施設課長 説明)

原案のとおり決定

第8号議案 平成28年度仙台市立義務教育諸学校教科用図書協議会委員の委嘱等
について
(秘密会) (教育指導課長 説明)

原案のとおり決定

第9号議案 平成28年度仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校、仙台市立特別支
援学校高等部用教科用図書協議会委員の委嘱等について
(秘密会) (高校教育課長 説明)

原案のとおり決定

第10号議案 仙台市就学支援委員会委員の委嘱等について
(秘密会) (特別支援教育課長 説明)

原案のとおり決定

第 11 号議案 仙台市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
(秘密会) (教育相談課長 説明)

原案のとおり決定

第 12 号議案 教職員の人事に関する事項について
(秘密会) (教職員課長 説明)

原案のとおり決定

6 そ の 他

事 務 局 次回定例教育委員会は6月29日(水)に開催する予定である。

7 閉 会 午後5時30分